

中央人権福祉センター



—chuo jinken fukushicenter newsletter—

発行／鳥取市中央人権福祉センター

〒680-0823 鳥取市幸町 151

☎ (0857) 24-8241 fax (0857) 24-8067



3

月号

ヤングケアラー支援について

【ヤングケアラーとは】

家族の介護や世話を日常的に担っている 18 歳未満の子どもや若者のことをいいます。具体的には、家族に高齢者、障がい者、病気の人、または特別なケアを必要とする人がいる場合、家庭内でそのケアを行う役割を担う子どもたちです。

具体的な役割は以下のような事です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・看病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

一般社団法人日本ケアラー連盟 HP より

【ヤングケアラーの問題】

ヤングケアラーの生活は、子どもや若者の成長過程における活動を制限する可能性があります。その結果、次のような問題が生じることがあります。

学校生活への参加が困難・周囲に相談できず、孤独を感じる・肉体的、精神的な負担によるストレスや疲労・将来への影響などが考えられます。

【ヤングケアラーの支援】

1. 認知向上

学校や地域での啓発活動を通じて、ヤングケアラーの存在を広く認知させる。

2. 相談窓口の設置

子どもたちが気軽に相談できる専門の窓口やオンラインサービスを提供する。

3. 教育機関との連携

学校でのサポート体制の強化や教職員の理解促進。

4. 経済的・心理的支援

奨学金、カウンセリングなどを提供。

5. 地域コミュニティの活用

ボランティアや地域資源を活かし、ケアの負担を軽減する仕組みを構築する。



【ヤングケアラー相談窓口】

ヤングケアラーやその家族の方などに向けた相談窓口を設置しています。

困ったこと・話をしたいことがあったら、まずは相談してください。

相談時間	相談機関	電話番号	住所
【平日(祝日除く)】 8時30分から 17時15分まで ※福祉相談センターは 17時30分まで	こども家庭センター	0857-20-0122	鳥取市富安二丁目 138-4
	福祉相談センター	0857-29-5460	鳥取市江津 318-1
【平日夜間】 17時30分から 8時30分まで 【土日祝日】 24時間	いじめ110番 (県教育委員会いじめ・不 登校総合対策センター)	0857-28-8718	

鳥取県 HP より一部抜粋

相談無料

3月 人権・生活相談 日程



カウンセラー相談

【開催日】 3月11日(火)・25日(火)
【時 間】 ①15:00~15:50
②16:00~16:50

【定 員】 各回1人

夜間弁護士相談

【開催日】 3月13日(木)
【時 間】 ①18:30~19:00
②19:15~19:45
③20:00~20:30

【定 員】 各回1人



地域(子ども)食堂の情報はこちらから。
食堂参加には事前予約が必要です。



【より親しんでいただける広報紙へ！】

人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
アンケートにお答えいただけたら幸いです。 回答はこちらから

